

埼玉県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する規程

平成19年4月1日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、埼玉県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第1号に規定する契約は、次に掲げる物品等の賃貸借契約とする。

- (1) 電子計算機類
- (2) 自動車類
- (3) 複写機類・印刷機類
- (4) 通信機器類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が定めるもの

2 条例第2号に規定する契約は、次に掲げる役務の提供を受ける契約とする。

- (1) 情報処理システムの保守管理及び運用業務
- (2) 事務用機器類の保守管理及び運用業務
- (3) 電子複写機による複写サービス業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が定めるもの

(契約期間)

第3条 当該契約に係る期間は、原則として5年以内とする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。